

此の議論選挙に際し相互にフェアプレーの態度を以て臨むべきことを申す。日本農工党の選挙活動は同意し、労働農工党の選挙活動に賛同する。

第十 友誼経済団体との共同戦線

I 労働立法政策 (労働組合法、健康保険法、工場法等)

II 小作立法政策 (小作法、土毛差押禁止、土不帯止反対)

III 日防演習事件につきて、日本労働総同盟と提携し、被疑者等幾の手続をとり、一旦不起訴となった。首謀者は之等の共奔により更に再審理の結果愈々起訴せられた。

IV 選挙法中在野党員に對する條

日本海軍總令と提携し、海軍省海員に對し、選挙権行使の組織を要求すること。

V 投票日の休日の確保

年々選挙日に休日の確保を以て投票日の投票の自由を確保すること。

第十八 日本選挙権問題

I 家賃増徴と選挙権の確保

この問題については日本借家組合と提携し活動することとし、
とすべきである。

II 免状問題

三つもの干渉執行委員会は免状問題につき聴取を極め、市町村の成例を以て市議の即時免職を勧告する。

III 預金者保護問題

四 正失市場と取引所関係等

食糧、配給と投機とせんとする方面の關係問題につき是等運動を起す。

【附】 選挙権問題の進展 二二の二 一 日 八